

議 事 日 程

開議日時 令和8年2月16日(月)午前10時

- 第 1 会期の延長について
- 第 2 請願の付託及び陳情の回付
- 第 3 議第1号 令和8年度京都市一般会計予算
- 第 4 議第2号 令和8年度京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 第 5 議第3号 令和8年度京都市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 6 議第4号 令和8年度京都市介護保険事業特別会計予算
- 第 7 議第5号 令和8年度京都市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議第6号 令和8年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計予算
- 第 9 議第7号 令和8年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算
- 第10 議第8号 令和8年度京都市土地区画整理事業特別会計予算
- 第11 議第9号 令和8年度京都市土地取得特別会計予算
- 第12 議第10号 令和8年度京都市市公債特別会計予算
- 第13 議第11号 令和8年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算
- 第14 議第12号 令和8年度京都市水道事業特別会計予算
- 第15 議第13号 令和8年度京都市公共下水道事業特別会計予算
- 第16 議第14号 令和8年度京都市自動車運送事業特別会計予算
- 第17 議第15号 令和8年度京都市高速鉄道事業特別会計予算
- 第18 議第16号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議第17号 京都市宿泊税基金条例の制定について
- 第20 議第18号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第19号 京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議第20号 京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議第21号 京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議第22号 京都市職員給与条例及び京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議第23号 京都市市民参加推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議第24号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議第25号 京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議第26号 京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議第27号 京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議第28号 京都市障害者施策推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議第29号 京都市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議第30号 京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議第31号 京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議第32号 京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議第33号 京都市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設及び保全調整池に係る標識に関する条例の制定について
- 第36 議第34号 京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第37 議第35号 京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第38 議第36号 京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第39 議第37号 京都市消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の職員の給与に関する条例の制定について
- 第40 議第38号 京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第41 議第39号 指定管理者の指定について（保健福祉局関係）
- 第42 議第40号 指定管理者の指定について（保健福祉局関係）
- 第43 議第41号 指定管理者の指定について（保健福祉局関係）
- 第44 議第42号 指定管理者の指定について（保健福祉局関係）
- 第45 議第43号 指定管理者の指定について（保健福祉局関係）
- 第46 議第44号 指定管理者の指定について（保健福祉局関係）
- 第47 議第45号 指定管理者の指定について（保健福祉局関係）
- 第48 議第46号 指定管理者の指定について（保健福祉局関係）
- 第49 議第47号 指定管理者の指定について（保健福祉局関係）
- 第50 議第48号 指定管理者の指定について（保健福祉局関係）
- 第51 議第49号 特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 第52 議第50号 辺地に係る総合整備計画（左京区北部地域）の策定について
- 第53 議第51号 京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約の設定に関する協議について
- 第54 議第52号 京都市と京田辺市との間の消防指令業務に関する事務を処理するために共同設置された内部組織の職員の給料及び手当の支給に係る事務の委託に関する規約の設定に関する協議について
- 第55 議第53号 京都市と精華町との間の消防指令業務に関する事務を処理するために共同設置された内部組織の職員の給料及び手当の支給に係る事務の委託に関する規約の設定に関する協議について
- 第56 議第54号 京都市と乙訓消防組合との間の消防指令業務に関する事務を処理するために共同設置された内部組織の職員の給料及び手当の支給に係る事務の委託に関する規約の設定に関する協議について
- 第57 議第55号 京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について
- 第58 議第56号 京都市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第59 議第215号 令和7年度京都市一般会計補正予算
- 第60 議第216号 令和7年度京都市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第61 議第217号 令和7年度京都市介護保険事業特別会計補正予算
- 第62 議第218号 令和7年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計補正予算
- 第63 議第219号 令和7年度京都市土地区画整理事業特別会計補正予算
- 第64 議第220号 令和7年度京都市土地取得特別会計補正予算
- 第65 議第221号 令和7年度京都市市公債特別会計補正予算
- 第66 議第222号 令和7年度京都市立病院機構病院事業債特別会計補正予算
- 第67 議第223号 令和7年度京都市水道事業特別会計補正予算
- 第68 議第224号 令和7年度京都市公共下水道事業特別会計補正予算
- 第69 議第225号 令和7年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算
- 第70 議第226号 京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第71 議第227号 京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第72 議第228号 京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第73 議第229号 京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第74 議第230号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第75 議第231号 京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第76 議第232号 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第77 議第233号 京都市中央卸売市場第一市場整備工事（新青果棟（仮称）第1期工事）請負契約の変更に
ついて
- 第78 議第234号 京都市中央卸売市場第一市場整備工事（新青果棟（仮称）電気設備工事）請負契約の変
更について
- 第79 議第235号 京都市中央卸売市場第一市場整備工事（新青果棟（仮称）空気調和及び衛生設備工事）
請負契約の変更に
ついて
- 第80 議第236号 京都市八条市営住宅団地再生事業実施契約の変更に
ついて

- 第81 議第237号 京都市錦林市営住宅新K 2棟及び新K 3棟（仮称）新築工事請負契約の変更について
- 第82 議第238号 京都市立呉竹総合支援学校施設増築工事請負契約の変更について
- 第83 議第239号 市道路線の認定について
- 第84 議第240号 損害賠償の額の決定について
- 第85 議第241号 損害賠償の額の決定について
- 第86 議第242号 動産の処分について
- 第87 議第243号 訴えの提起について
- 第88 議第244号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
- 第89 議第245号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
- 第90 議第246号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
- 第91 議第247号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
- 第92 議第248号 負担付きの寄附の受納について
- 第93 議第249号 京都市養正市営住宅 1 3棟解体撤去工事請負契約の締結について
- 第94 議第250号 訴えの提起について
- 第95 議第251号 京都市名誉市民の表彰について
- 第96 議第252号 京都市名誉市民の表彰について

~~~~~

〔午前10時開議〕

**議長（下村あきら）**ただ今から、令和7年京都市会定例会令和8年2月市会を開きます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。田中明秀議員と平山よしかず議員とにお願いをいたします。

~~~~~

議長（下村あきら）この場合、議長から御報告申し上げます。

市長から、損害賠償の額の決定、訴えの提起並びに市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起及び裁判上の和解の成立についての専決処分の報告、令和7年度事務事業評価の結果報告並びに令和7年度公共事業評価の報告が参っております。これらの写しは、いずれもお手元に配付いたしておきました。

次に、監査委員から、住民監査請求の要旨の通知2件及び令和7年10月分の例月出納検査の結果報告が参っております。原文は、市会事務局に保管してありますから、随時御覧願います。

次に、先に議決いたしました議員の派遣について、お手元に配付してあります文書のとおり、議長において変更を決定いたしました。

以上御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~

**議長（下村あきら）**日程に入ります。

日程第1、**会期の延長**についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を3月24日まで5日間延長したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）**御異議なしと認めます。よって、会期は、3月24日まで5日間延長することに決定いたしました。

なお、今市会の審議期間は、本日から3月24日までの37日間といたします。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第2、**請願の付託及び陳情の回付**を行います。

今回受理いたしました請願1件及び陳情18件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託又は回付いたします。

~~~~~

**議長（下村あきら）**日程第3ないし日程第94、**議第1号令和8年度京都市一般会計予算、ほか91件、以上92**

件を一括議題といたします。

これらの議案の説明を求めます。松井市長。

〔松井市長登壇〕

**市長（松井孝治）** おはようございます。令和8年度京都市当初予算議案の提案に当たり、私の所信と予算案の概要を申し上げます。

市長就任から2年、私の任期もはや折返し時点を迎えました。これからの京都の25年を展望したまちの羅針盤となる京都基本構想について、昨年12月に、市会での幅広い御議論、全会一致による御可決を経て策定いたしました。構想では、市民の皆様と共に、後世に永く伝えるのこしていきたい価値、いわゆるまち柄をお示ししたところであります。

そして、これからの極めて重要であります。理想と現実の間に立ちはだかる数多くの課題を乗り越え、構想が描くまちを実現していくためには、市民の皆様はもとより、京都と様々な形で関わる方々との対話や議論を重ね、具体化していくこと、その道筋を付けていくことこそが私の使命であると強く決意いたしております。その第一歩として、昨年度に策定した新京都戦略を改定し、具体的な政策をスピード感を持って展開してまいります。

新京都戦略の改定に当たりましては、引き続き市民生活第一の徹底を基本姿勢としたうえで、京都学藝衆構想を京都の本質的な価値・魅力を次代へ受け継いでいく象徴的な取組として新たに位置付け、分野横断的に展開していくこと、また、京都のまちに様々な関わり合いを持つ広い意味での市民と緩やかなつながりを紡ぎ、京都の価値や魅力の継承・発展、課題解決に協働して取り組んでいくこと、そして、京都市の職員が市民生活や地域社会の現場を大切にし、仕事の仕方改革を更に推進していくことを盛り込んでおります。

さらに、次代の担い手の減少による本物（ほんまもん）の継承の危機や、京都の歴史や文化の表面的な消費による伝統的な町並みや商いの在り方の変容、歴史・文化を支えてきた自然の危機の顕在化など、短期間では解決が困難な京都の本源的な課題に対しましては、できることから早期に着手し、計画期間の先も見据え、京都府や経済界と、更には国ともしっかりと連携し、必要な政策を検討・議論し、継続して取り組んでまいります。

新京都戦略の改定案につきましては、現在、パブリックコメントを実施しており、本市会において市会の先生方から頂いた御意見も踏まえ、年度内に取りまとめてまいります。

令和8年度当初予算は、京都基本構想を踏まえ改定する新京都戦略に掲げた具体的な政策をスピード感を持って進めていく観点から、極めて大切な予算となります。世界中から個性や才能にあふれた多彩な方々が集い、市民の皆様や地域、企業などの多様な主体が交ざり合って、伝統の上に新たな価値を創造するぬか床のようなまち、さらには、日本中、世界中の人々から、住みたい、働きたい、活躍したい、そして、このまちに住み続けたいと選ばれるまちを目指すとともに、それを未来に継承していくため、あらゆる挑戦を重ねていく必要があります。

そうしたことから、令和8年度当初予算は、全ての人に居場所と出番がある突き抜ける世界都市の実現に向けて京都の未来を切り開く予算を編成し、京都の本質的な価値・魅力を未来に継承し、更に高めていく施策、中長期的な課題への解決に向けて挑戦していく施策に限りある財源を重点的に配分してまいります。

中でも、特に以下3点の予算を強化しております。

第1に、学藝衆構想の推進であります。京都の価値・魅力の次世代への継承・新たな魅力発信、次代の担い手育成やコミュニティの活性化に向け、幅広い世代の方々が共に学び、交流する夢中になれる学び合いの機会を創出してまいります。令和8年度は、子供たちが地域の至宝、まちの匠と言える職人の技に触れる機会の充実などによる人と人のつながり、区役所・支所、図書館、銭湯など身近な地域での学び合いの場の創出や、各区役所・支所の地域コミュニティHubによる伴走支援の強化などのコーディネート機能に関する予算を強化し、得た知見や課題を基に、令和9年度以降の展開につなげてまいります。

第2に、暮らしやすいまち、魅力と活力あるまちの創出であります。新京都戦略では、基礎自治体として市民生活第一の徹底を掲げており、包摂性が高く誰もが生き生きと活躍できる環境づくりとして、コミュニティを軸に社会参加を通じ、社会的孤立や孤独、生きづらさなど課題を抱える方々への寄り添い支援と、高齢の方から子供まで地域ぐるみで支え合う仕組みづくりに向けた予算を強化しております。また、若者・子育て世代の定住・移住促進として、子育て負担の軽減や京都ならではの付加価値の創出に取り組むとともに、

市内企業への就職促進や、魅力ある企業の創出・成長・誘致促進を一体的に推進する予算を強化しております。

第3に、今年3月からの宿泊税率の見直しを機に、本質的な価値・魅力の継承、発展につなげる観光の推進です。単に観光地を巡る表面的な観光ではなく、歴史・景観、町並みに加え、職人の技法やまちの方々が受け継いできた京都の本質的な価値・魅力を未来へ継承・発展していく、広い意味での観光を推進してまいります。京都ファンや関係機関と連携した京都の魅力の維持・継承や、地域や暮らしと調和・両立し市民が豊かさを実感できる観光を推進するための予算を強化しております。

続きまして、予算規模についてでございます。

令和8年度の予算規模は、1兆80億円でございます。令和7年度当初予算と比べて504億円の増となります。また、収支均衡予算を継続するとともに、これまで公債償還基金から計画外の取崩しを行ってきた、いわゆる過去負債の返済に向けて、計画どおり10億円を計上し、今後、令和8年度の補正予算と併せて、年35億円を目安に着実に返済してまいります。

今後の財政運営につきましては、まだまだ弱い税収基盤に加え、社会福祉関連経費や物価高等によるコストが増えていくこと、また、これまでの厳しい財政状況の下、施設等の計画的な改修が十分に実施できておらず、老朽化等に伴う改修経費が増えていくこと、さらには、人口減少により税収等の減収が想定されることなど課題もあることから、引き続き緊張感を持った財政運営に取り組んでまいります。社会経済情勢などに応じた不断の点検を行うとともに、人口減少への対応など、攻めの視点を取り入れた都市経営を積極的に進めていくことで、市民生活の豊かさの更なる向上を図り、担税力の強化、ひいては足腰の強い財政基盤を構築してまいります。さらには、将来世代の負担軽減に向け、将来負担を適切にコントロールしてまいります。

続きまして、新京都市戦略に掲げる六つの柱に基づき、令和8年度予算の主要施策について順次御説明申し上げます。

柱一つ目でございます。「新たな魅力・価値を創造し続けるまち」に157億円を計上しております。京都の文化の潜在力を最大限にいかし、まちの魅力と活力を更に向上していくためには、まちの歴史や文化、人と人とのつながりを次代の担い手・支え手に継承していくとともに、職人や芸術家、研究者など、多彩な才能を持つクリエイティブな方々が、地域や若者と交ざり合いながら新たな文化価値を創造していくことが必要であります。

令和8年度は、子供たちが文化や伝統などに触れる体験を充実するとともに、世界中の多彩な才能が地域や若者と交流する仕組み、「\*\*\* in Residence Kyoto」（アスタリスク・イン・レジデンス）におきまして、クリエイティブ人材の受入体制等を強化し、地域との双方向の交流を深めてまいります。

京都の魅力の源泉である文化財につきましては、保存と活用の好循環に向けて適切な修理サイクルの構築を検討していくとともに、国指定文化財の修理への補助を実施してまいります。京町家につきましても、改修や維持管理等の経済的負担に対する大幅な支援の強化や景観・まちづくりセンターの機能・体制を強化し、保全・継承につなげてまいります。

また、世界中の京都ファン及び未来の京都ファンとなる修学旅行生を大事にし、京都に深く関わっていただけのように、令和8年度は、修学旅行生に対して、二条城等の市有施設への無料招待券の配布や文化体験等を充実していくほか、多様で奥深い観光体験の創出・磨き上げに向けた京都の魅力調査や、ユニークベニューをいかしたMICE誘致等を強化してまいります。

さらに、インバウンド需要が拡大する中、市民の皆様が静ひつな暮らしに影響が生じないように、民泊の規制強化に向けた条例改正の検討や人員拡充による監視・指導体制の強化をはじめ、一部観光地の混雑や交通混雑などの観光課題対策に着実に取り組むとともに、全国初となる市バス等の市民優先価格の令和9年度導入を見据えて市民周知やシステム構築の取組を加速させるなど、市民生活と観光の調和・両立を更に推進してまいります。

次に、柱二つ目でございます。「包摂性が高く誰もが生き生きと活躍できるまち」に373億円を計上しております。京都の強みである人と人とのつながり、地域のつながりは、価値観の多様化や担い手の不足もあり、希薄化しております。今後は、京都学藝衆構想を核に、様々な場を活用し、誰もが気軽に集い、つ

ながることのできる、子育てや文化など様々なテーマ型コミュニティと地縁型コミュニティの交ざり合いの推進に加え、コミュニティを軸に、社会参加を通じて、課題を抱える方々への寄り添い支援と地域ぐるみで支える仕組みづくりを構築していくことが必要であります。

令和8年度は、各区役所・支所の地域コミュニティHubを中心に、交ざり合いや場づくりについて、これまでの取組に加え、大学・企業等が地域活動に参加する機会を広げていくなど、緩やかに開かれたつながりを創出してまいります。

図書館につきましては、コミュニティを支える機能も担うことから、これからの京都に必要な図書館の在り方を示すランドデザインを策定するとともに、図書機能を西京区役所及び洛西支所に設置するほか、府市協調の下、銭湯の子供入浴料の無料化を通じて、人と人との交流の場である銭湯を活性化し、幅広い世代の方の社会参加や孤立・孤独の防止にもつなげてまいります。

また、課題を抱える方々の多様化・複雑化した支援ニーズへの対応に向けては、全てのケアラー及びその御家族の悩みなどに寄り添う総合相談窓口の設置や、理解促進のための普及啓発などの取組を推進してまいります。

市民一人一人の健康や介護予防に対する意識の向上、地域とのつながりや社会参加をより一層推進していくため、令和8年度は、働き盛り世代の行動変容につながる健康づくりとして、がん検診の受診機会を強化するとともに、生活習慣病予防のキャンペーン等を関係団体や業界等と連携の下実施してまいります。さらに、加齢性難聴の方を対象に補聴器の購入を支援するなど、介護予防や社会参加を応援してまいります。

また、国際都市・京都の更なる推進に向けて、昨年12月に京都大学が国際卓越研究大学の認定候補に選定されたことは、世界と交わり、イノベーションを起こしていく京都にとっても大きなプラスとなります。大学など京都の強みを更にいかし、クリエイティブ人材の受入環境の整備や国際社会で活躍できる人材の発掘・育成の推進、さらには多文化共生社会における相互理解・相互尊重を推進してまいります。

令和8年度は、クリエイティブ人材等の専門人材の受入れに関する調査を実施するとともに、「\*\*\* in Residence Kyoto」（アスタリスク・イン・レジデンス）をはじめ、海外からの人材の受入れにつながる取組を強化していくほか、学校の英語教育の強化に加え、インターナショナルスクールの開設の支援を強化してまいります。また、外国籍市民の京都での暮らしに必要な情報の提供や日本人との交流機会を拡充してまいります。

柱三つ目でございます。「都市の活力と成長を支える産業が育つまち」に1,153億円を計上しております。現下の京都経済は、インバウンド需要の増加等により全体として緩やかな回復が見られる一方、なお続く物価高や担い手不足等の影響により、中小企業等の経営環境は厳しい状況でございます。今後も続く物価高やインフレ局面に適応していくためには、地域企業等が経営基盤を強化し、持続的に発展・成長していくことが必要であります。

国や京都府の経済対策と歩調を合わせながら、地域企業等が行う賃上げの促進や生産性向上の取組などに対して支援を強化してまいります。また、京都府の就労・奨学金返済一体型支援事業を府市協調で実施し、市内企業の事業者負担を軽減することで、より活用しやすい制度とするなど、学生等の市内定着及び地域企業等の担い手確保・定着を促進してまいります。

さらに、伝統産業につきましては、府市協調の下、伝統産業対話会を今年度に3回開催し、カルチャープレナーやデザイナーなど様々な分野で活躍される方々から、伝統工芸におけるグローバル展開の方策や、職人のクリエイティビティを刺激する仕掛けづくりなどに関して貴重な御意見を頂いており、これらを踏まえ、伝統産業の海外への販路拡大等に対する支援を充実してまいります。

京都経済の力強い成長には、地域企業の持続的な成長・発展に加え、大学など京都のポテンシャルを最大限いかした世界と社会にインパクトを与えるスタートアップの創出と成長、国内外の企業立地の促進が必要であります。スタートアップの創造と成長の加速化に向けては、これまでの取組に加え、新たに海外展開を視野に入れる企業への支援強化や、起業を目指す大学生など若者に対する支援を強化してまいります。国内外の企業立地に向けては、進出コストの軽減をはじめとした補助制度の充実、MICEやユニークベニューを活用した企業へのアプローチ強化など、更なる立地促進を図ってまいります。

次に、柱四つ目でございます。「未来を担う子ども・若者を社会全体で共にはぐくむまち」に、571億円を計上いたしております。喫緊の課題として、就職や結婚を機に若者・子育て世代が市外へ転出しており、

この傾向に何としても歯止めを掛けなければなりません。このため、住環境や子育て負担の軽減に加え、多様な学びや体験など、京都にしかない付加価値の創出により、若い世代から選ばれる暮らしやすいまち、魅力と活力あるまちを目指していくことが必要であります。

令和8年度は、京都安心すまい応援金の期間を令和9年度まで延長し、新たに子供3人以上を支援額の加算要件として追加するとともに、保育園に続く私立幼稚園の第2子以降の2歳児保育料の無償化、産後ケア事業の利用者負担の軽減、さらには、遠距離等によりやむを得ず公共交通機関を利用する市立小中学校の児童生徒の通学費の支援を拡充するなど、子育て負担を軽減してまいります。また、保育園等の1歳児に対する保育士配置や、国のこども誰でも通園制度の利用時間を京都市独自に充実するなど、保育の質を向上させるとともに、山科駅前に東部地域初となる大型の子供の屋内遊び場を山科図書館の移転と併せて整備するなど、子育て環境の充実に取り組んでまいります。

京都ならではの教育環境の充実に向けては、令和8年度の小学校給食無償化に加え、学校給食未来プロジェクトを始動し、京都ならではの献立提供と給食の魅力発信を強化してまいります。また、英語教育の一環として、京都に愛着を持つ海外人材を外国語指導助手として京都市独自に採用・拡大することで、児童生徒の英語の資質・能力等を強化してまいります。また、府市協調の下、市立・府立高校の生徒が実践する海外の探究活動を支援するなど、市立高校の魅力化に取り組んでまいります。

支援を要する子ども・若者やその家族への寄り添い支援に向けては、不登校の子供たちに寄り添う校内サポートルームの充実や医療的ケア児に関して支援を行うコーディネーターを充実するなど、支援体制を強化してまいります。

柱五つ目でございます。「自然環境と調和する持続可能なまち」に168億円を計上しております。京都のまちは、森林や河川が織りなす豊かな自然に囲まれており、市民の皆様の暮らしや文化は、京都の恵み豊かな自然環境に支えられております。このすばらしさを未来に継承していくため、脱炭素化・資源循環の推進・生物多様性の保全を一体的に推進してまいります。

令和8年度は、住宅向けの太陽光発電等の支援額を拡充するとともに、再エネの地産地消の仕組み構築に向けた調査等を進めてまいります。また、小売店におけるプラスチック製容器包装の発生抑制等のモデル事業を創出するとともに、天然記念物の深泥池生物群集の魅力発信等を強化してまいります。

市内の公共交通につきましては、バス運転士の担い手不足や都心部等での混雑、郊外での利用者減少など様々な課題が顕在化しております。一方で、自動運転等の技術の進化など、市民の利便性向上や地域の活性化、さらには交通課題の解決につながる新しい可能性が広がっております。持続可能な公共交通の維持・確保に向けて、令和8年度は、京都の今後の交通の在り方について、経済界等とも連携のうえ、様々な手法を検討していくほか、公営交通として政令市初の自動運転バス、そして京北地域でのデマンド交通の導入に向けた実証運行を実施してまいります。

次に、柱六つ目でございます。「安心安全で災害に強いレジリエントなまち」に426億円を計上いたしております。市民の皆様の命と暮らしを守るためには、大規模災害等による人的被害・経済被害を極小化し、発災後の社会機能を一刻も早く回復していかなければなりません。令和7年も各地で豪雨災害等が相次いでおり、防災・減災対策は待ったなしの課題であります。京都市の対策は、住宅や橋りょうの耐震化、降雨に対する雨水幹線の整備など全国と比べて進んではおりますが、これらの対策を更に加速することが必要であります。

令和8年度は、京町家・木造住宅の耐震・防火等対策の補助金、「まちの匠・ぷらす」の期間を令和8年度まで延長するとともに、密集市街地における感震ブレイカーの補助金を充実するほか、インフラの耐震化・老朽化対策等の予算を増額しております。また、災害関連死を防ぐうえで、避難生活環境の向上は欠かせません。自主防災会等の地域と連携し、避難所運営マニュアルを改定するとともに、災害用備蓄物資を拡充してまいります。

1分1秒を争う救急現場におきまして、京都市は救急隊の現場到着時間、傷病者の病院到着時間いずれも政令市トップ水準を堅持しておりますが、高齢化の進展等により、救急需要は増加傾向となっております。こうした状況を踏まえ、救急隊を令和7年度に続き増隊するとともに、救命率の向上に向けてAEDの設置環境を充実するなど、迅速かつ的確な救急体制を確保してまいります。

続いて、公営企業会計等についてでございます。

まず、市バス・地下鉄事業についてでございます。

令和8年度は、市バス・地下鉄とも堅調なお客様数の増加を見込む一方、支出は、処遇改善に必要な人件費や物価高の影響等による増加を見込んでおります。経常収支は、市バスで9億円の赤字、地下鉄では9億円の黒字を見込むものの、多額の企業債残高を抱える厳しい経営状況でございます。こうした状況におきましても、持続可能で安全かつ満足度の高い市バス・地下鉄を目指すことを基本方針に、従来の延長線上にない攻めの経営を進めてまいります。

経営状況が大きく変化している今、将来を見据えた次期経営計画を策定するとともに、輸送の安全確保を最優先に、車両等の計画的更新に加え、地下鉄駅のエレベーター増設に向けた調査など、更なる利便性向上策に取り組んでまいります。また、市バス等の市民優先価格の実現に向けた取組の加速や、市バスの前乗り後ろ降り方式の着手など、観光課題対策等に取り組んでまいります。

次に、水道事業・下水道事業についてでございます。

令和8年度は、水道料金・下水道使用料収入が、事業用水量の増加により令和7年度から微増となる一方、物価高の影響等による支出の増加の影響が大きく、建設改良のための積立金の確保が厳しさを増している状況であります。令和7年1月の埼玉県八潮市の下水道に起因する道路陥没事故や、同年4月の京都市の水道管破損による漏水事故等を踏まえ、全国的にも老朽化対策の加速化が求められております。

こうした状況を踏まえ、市民の皆様にとって重要なライフラインである水道・下水道を守り続けていくため、優先度を踏まえた事業内容の見直しや必要な建設改良事業費の増額を図ることで、管路・施設の改築更新や浸水対策など、市民の安全・安心を守る取組を着実に推進してまいります。また、旧行財政改革計画に基づき休止していた一般会計からの出資金を令和8年度から再開してまいります。

次に、国民健康保険事業についてでございます。

国民健康保険事業は、一人当たりの京都府への納付金が増加した場合、保険料の引上げが原則であり、令和7年度からはこの原則どおり、一人当たりの納付金の変動に応じて保険料を設定しております。ただし、一般会計からの従来の財政支援額64億円は継続のうえ、被保険者の負担が急激に増えないよう、令和7年度から5年間掛けて保険料を段階的に引き上げるとともに、その間の保険料の引上げ幅を抑制するため、一般会計から臨時支援を行っております。

令和8年度は、この考え方にに基づき、一般会計から臨時支援を22億円行っただけで、被保険者数の減少や子ども・子育て支援金制度創設の影響を保険料に反映した結果、一人当たり保険料は約6パーセントの引上げとなります。国民健康保険制度は財政基盤がぜい弱であり、制度自体に限界が来ております。このため、安定的な制度運営に向けて、京都府に対しては保険料水準の統一の早期実現を、国に対しては医療保険制度の一本化とそれが実現するまでの更なる財政支援の拡充を強く要望してまいります。

次に、地方独立行政法人京都市立病院機構についてでございます。

市立病院は、令和5年度以降赤字であり、この間、様々な改革に取り組むことで病床稼働率は回復しつつあるものの、今年度中に債務超過に陥る見込みとなっております。この状況を踏まえ、設置責任者である京都市から、令和7年度2月補正予算及び令和8年度当初予算で計69億円の資金繰りを支援するとともに、今後の在り方検討を進めており、今年度中に改革の骨子を取りまとめまいります。京都・乙訓医療圏における市立病院の役割を明確化し、関係機関との連携による市立病院の持続可能な運営体制の構築に向けた取組を実施してまいります。

以上、御説明申し上げました本議会に提案しております令和8年度京都市予算は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせて、合計1兆9,715億円、会計ごとの予算額は、一般会計1兆80億円、特別会計6,929億円、公営企業会計につきましては、上下水道事業1,613億円、交通事業1,094億円となっております。

以上が令和8年度予算議案の大要でございます。

なお、冒頭申し上げましたとおり、京都基本構想が描くまちの実現に向けて、未来への責任、そして今を変える勇気を持ち、二元代表制の一翼を担う者として、市会の皆様方としっかりと政策議論を行わせていただきたいと存じます。

その他、本議会に御提案申し上げます各議案の大要につきまして、岡田副市長から御説明させていただきますので、よろしく申し上げます。私からは以上でございます。

議長（下村あきら）岡田副市長。

〔岡田副市長登壇〕

副市長（岡田憲和） それでは、本議会に御提案いたしております各議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、令和7年度議案についてでございます。

議第215号から議第225号までの11件は、いずれも補正予算でございます。

この度の補正予算は、国の「強い経済」を実現する総合経済対策の財源等を活用し、賃上げ促進や経営基盤強化等に取り組む中小企業等の後押し、さらには福祉・子育て施設等の運営等を支援するほか、市民の皆様の安心・安全につながる防災減災・老朽化対策等を推進するとともに、京都市立病院の経営支援や後年度の事業推進のための基金の積立て、社会福祉関連経費等の過不足調整等を行う経費として、計390億6,200万円を補正しようとするものでございます。

初めに、市民生活・事業者の下支えについてでございます。

今なお続く物価高等の局面において、市民生活や事業者を下支えするため、国の交付金等を活用し、中小企業等の賃上げや生産性向上に資する取組への支援、福祉施設等の運営支援等を実施してまいります。また、12月特別市会で御議決いただいたデジタル地域ポイントと連動した商店街等での消費喚起の取組への支援や、外来生物であるノメイガ類の被害対策を行うタケノコ農家等への支援、さらには、府市協調の下、地域コミュニティ機能等を担う銭湯の小学生以下の子供の入浴料無料化を実施してまいります。

続きまして、市民の安心・安全につながる防災減災・老朽化対策等の推進についてでございます。

国から交付される地域未来交付金等を活用し、避難生活環境の向上を図ってまいります。また、地域鉄道会社の設備等の整備に対し、国・府と協調し、補助を実施してまいります。加えて、市民の安心・安全に資する防災・減災に向け、道路、橋りょう、公園等の防災・減災対策等や学校施設の長寿命化・安全対策、また、小中学校教室の空調更新を進めるに当たり、債務負担行為を設定するとともに、地下鉄駅出入口等への止水板等の設置等による浸水対策や、中央卸売市場第一市場新青果棟整備、鳥羽水環境保全センターの汚泥焼却炉改築工事等を実施してまいります。

続きまして、京都市立病院の経営支援についてでございます。

市立病院の極めて厳しい経営状況を踏まえ、京都・乙訓医療圏における市立病院の役割を明確化し、関係機関との連携による市立病院の持続可能な運営体制の構築に向けた検討を進めてまいります。差し当たって、令和7年度に必要な運営資金について、長期貸付を行ってまいります。

続きまして、後年度の事業推進のための基金積立等についてでございます。

当初の想定を上回るふるさと納税寄付金の京都みらい夢基金への積立て等や、追加交付された地方交付税における臨時財政対策債償還分に係る公債償還基金への積立て、市税収入の増加等により生じる財源を令和8年度に活用するための財政調整基金への積立て、遺贈寄付金の動物園整備基金への積立てを行ってまいります。また、iPS細胞をはじめとした再生医療技術の実用化に向けた研究開発への支援として、ふるさと納税寄付金を原資とした公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団への寄付金の増額等を行ってまいります。

加えて、国民健康保険につきましては、令和8年度に保険料の改定を行いますが、引上げ幅を軽減するため、一般会計から国民健康保険事業基金へ積立てを行うとともに、令和6年度決算で生じた決算剰余金を基金へ積み立て、保険料引上げ幅の抑制に活用してまいります。

続きまして、その他として、戸籍法の改正に伴い必要となる住民票等への氏名等の振り仮名記載業務を実施するとともに、平成25年度から実施された生活保護費の生活扶助基準の改定手続の一部を違法とする最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加支給や、令和7年度税制改正等に対応するための国民年金システムの改修、また、物価変動に伴い契約変更を行う京都市八条市営住宅団地再生事業に係る債務負担行為の設定、衆議院議員総選挙等執行に伴う選挙費の積戻し、人件費や社会福祉関連経費等の実績に合わせた過不足調整、国庫支出金等の返還を行ってまいります。

続きまして、関係機関等との協議に時間を要したこと等を受け、一部事業において繰越明許費を設定いたします。

以上が令和7年度補正予算の概要でございます。

続きまして、条例の改正でございます。

初めに、議第226号京都市国際親善交流基金条例の一部改正は、姉妹都市交流事業の実施に必要な財源に

充てるため、基金の一部を処分しようとするものでございます。

次に、議第227号京都市職員退職手当支給条例の一部改正は、本市職員を地方独立行政法人京都市立病院機構の役員として退職派遣する場合の退職手当の取扱いについて、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第228号京都市こころの健康増進センター条例の一部改正は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第229号京都市緑化・公園管理基金条例の一部改正は、受納した寄付を、篤志緑化・公園管理基金に積み立てようとするものでございます。

次に、議第230号京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正は、所期の設置目的を達成した京都市指定金融機関選定委員会を廃止しようとするものでございます。

次に、議第231号京都市火災予防条例の一部改正は、省令等の一部改正に伴い、屋外等に設置される簡易サウナ設備に関する基準を整備するほか、火災に関する注意報を新設するなど、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第232号京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正は、災害復旧等のため本市に派遣された他の地方公共団体の教職員への災害復旧手当の支給を可能にするるとともに、へき地手当の減額調整措置を廃止しようとするものなどでございます。

条例の改正については、以上でございます。

続きまして、契約議案についてでございます。

初めに、議第233号から議第235号は、いずれも京都市中央卸売市場第一市場整備工事に係る請負契約の変更であり、事情変更や賃金及び材料価格等の変動に伴い、請負金額を変更しようとするものでございます。

次に、議第236号は、京都市八条市営住宅団地再生事業実施契約の変更であり、物価変動に伴い、請負金額を変更しようとするものでございます。

次に、議第237号は、京都市錦林市営住宅の、仮称ではございますが、新K 2棟及び新K 3棟新築工事請負契約の変更であり、賃金及び材料価格等の変動に伴い、請負金額を変更しようとするものでございます。

次に、議第238号は、京都市立呉竹総合支援学校施設増築工事請負契約の変更であり、賃金及び材料価格等の変動に伴い、請負金額を変更しようとするものでございます。

次に、議第249号は、京都市養正市営住宅1 3棟解体撤去工事について、請負契約を締結しようとするものでございます。

契約議案については、以上でございます。

次に、議第239号は、市道路線の認定でございます。

次に、議第240号及び議第241号は、いずれも損害賠償の額の決定であり、本市が管理する道路等の管理かしに起因する事故について、損害賠償の額を定めようとするものでございます。

次に、議第242号動産の処分は、京都市中央斎場における残骨灰減容化に伴い生じた貴金属を売り払おうとするものでございます。

続きまして、訴えの提起についてでございます。

まず、議第243号は、市営住宅の不法占有者に対し、当該市営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払いを求める訴えを提起しようとするものでございます。

次に、議第244号、議第245号、議第246号は、本市が有する債権について支払督促を申し立てたところ、相手方が適法な督促異議の申立てを行い、民事訴訟法の規定により訴訟に移行したため、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものでございます。

次に、議第247号は、本市が有する債権の回収を図るため、差押債権の支払いを求める訴えを提起しようとするものでございます。

次に、議第250号は、京都市美術館の付属棟に設置されている足場の撤去等を求める訴えを提起しようとするものでございます。

訴えの提起については、以上でございます。

次に、議第248号は、仮称ではございますが、こども本の森京都を整備するために必要な工事の提供についての負担付き寄附を受納しようとするものでございます。

令和7年度議案については、以上でございます。

続きまして、令和8年度議案について御説明を申し上げます。

まず、議第1号から議第15号までの令和8年度予算議案は、先ほど市長から御説明を申し上げたとおりでございます。

次に、条例の制定等についてでございます。

初めに、議第16号京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正は、所期の設置目的を達成した京都市総合計画審議会を廃止しようとするものでございます。

次に、議第17号京都市宿泊税基金条例の制定は、国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、観光の振興を図るために将来的に必要となる財政需要に備え、京都市宿泊税基金を設置しようとするものでございます。

次に、議第18号京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正は、京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会からの答申を踏まえ、京都市特別職報酬等審議会の担任する事務に行政委員の報酬の額に関する事項を追加し、当初の設置目的を達成した当該検討委員会を廃止しようとするものでございます。

次に、議第19号京都市職員定数条例の一部改正は、事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い、職員の定数を改定しようとするものでございます。

次に、議第20号京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正は、地方自治法等の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第21号京都市報酬及び費用弁償条例の一部改正は、京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会からの答申等を踏まえ、行政委員の報酬等を改定しようとするものでございます。

次に、議第22号京都市職員給与条例及び京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、地方自治法等の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第23号、議第24号及び議第25号は、市長の附属機関として京都市地域コミュニティ活性化・市民参加推進審議会を設置するとともに、同審議会の設置に当たり、現在、地域コミュニティの活性化、市民参加の推進に係る事務をそれぞれ担任している京都市地域コミュニティ活性化推進審議会、京都市市民参加推進フォーラムを廃止しようとするものなどでございます。

次に、議第26号京都市中央卸売市場業務条例の一部改正は、卸売市場法の一部改正に伴い、京都市中央卸売市場で取り扱う指定飲食料品等の品目等の公表について定めるとともに、施設使用料の限度額を再整備に伴って改定しようとするものなどでございます。

次に、議第27号京都市宇津峡公園条例の一部改正は、入園料及び利用料金の上限額の適正化を図るとともに、指定管理者が柔軟に運営できるよう規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第28号京都市障害者施策推進審議会条例の一部改正は、指定就労継続支援B型事業の公募及び選定に当たり、有識者の下での公平・公正な審査を行うため、当該審議会に、特定又は専門の事項について調査し、審議するための部会を設置できるようにするものなどでございます。

次に、議第29号京都市国民健康保険事業基金条例の一部改正は、国民健康保険事業特別会計において、決算で生じた剰余額を京都市国民健康保険事業基金に編入することができるようにするものでございます。

次に、議第30号京都市国民健康保険条例の一部改正は、国において子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、当該制度に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を保険料として徴収するために必要な規定を整備しようとするものなどでございます。

次に、議第31号京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正は、特定乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の運営に関する基準を定めようとするものなどでございます。

次に、議第32号京都市都市計画関係手数料条例の一部改正は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、マンションの各部分の高さの特例に関する許可の申請に対する審査に係る手数料を定めようとするものなどでございます。

次に、議第33号京都市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設及び保全調整池に係る標識に関する条例の制定は、芥川が特定都市河川に指定されたこと等を受け、雨水貯留浸透施設及び保全調整池

に係る標識に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、議第34号及び議第35号は、指定管理者の自主的な経営努力の促進を図るため、京都市梅小路公園や京都市宝が池公園子どもの楽園においてイベントを実施する際の許可に関する権限を本市から指定管理者に委任しようとするものなどでございます。

次に、議第36号京都市観光駐車場条例の一部改正は、京都市嵐山観光駐車場における自家用車等の駐車料金の上限額の適正化を図ろうとするものなどでございます。

次に、議第37号京都市消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の職員の給与に関する条例の制定は、京都府南部地域における消防指令業務を共同で行う京都府南部消防指令センターの運用に当たり、当該業務に係る事務を処理するために設置する内部組織の職員の給料等の額等を定めようとするものでございます。

次に、議第38号京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第55号京都市地球温暖化対策条例の一部改正は、地球温暖化対策に係る社会情勢の変化を踏まえ、本市の温室効果ガス排出量について、令和12年度の削減目標を引き上げるとともに、令和17年度及び令和22年度の削減目標を新たに定めるほか、令和32年までの排出量ゼロを目指す対象を二酸化炭素から温室効果ガスに改めようとするものなどでございます。

次に、議第56号京都市介護保険条例の一部改正は、介護保険制度の安定的な運営を確保するため、令和8年度に限り、令和7年度税制改正による給与所得控除額の引上げの影響を保険料率の算定から除外する特例措置を講じようとするものなどでございます。

条例の制定等については、以上でございます。

続きまして、議第39号から議第48号までの10件は、いずれも指定管理者の指定であり、保健福祉局が所管する公の施設について、それぞれ指定管理者を指定しようとするものでございます。

続きまして、議第49号は、本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定しようとするものでございます。

続きまして、議第50号は、辺地に係る総合整備計画の策定に係る議案で、左京区北部地域において、高齢化や人口減少による都市部との地域格差の是正を目的として、地域資源をいかした観光・レクリエーション施設を整備するに当たり、辺地対策事業債を起債するため、総合整備計画を策定しようとするものでございます。

次に、議第51号は、京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約を定めるため、関係地方公共団体と協議しようとするものでございます。

最後に、議第52号から議第54号は、消防指令業務に関する事務を処理するために共同設置される内部組織の職員の給料等の支給に係る事務の委託に関する規約を定めるため、関係地方公共団体と協議しようとするものでございます。

本議会に御提案いたしました議案の大要は、以上のとおりでございます。

よろしく御審議のうえ、御議決いただきますようお願いを申し上げます。

**議長（下村あきら）** この場合、お諮りいたします。ただ今議題となっております議案92件のうち、議第215号ないし議第225号、議第233号ないし議第236号及び議第247号の16件については審議を続行し、残余の議案の審議はこの程度にとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認め、さよう決します。

山本しゅうじ議員。

**山本しゅうじ議員** 議事進行について動議を提出いたします。

ただ今議題となっております議第215号から議第225号及び議第233号から議第236号の15件については、67名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、慎重審議願いたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

**議長（下村あきら）** ただ今、山本しゅうじ議員から動議が提出され、動議は成立いたしております。

お諮りいたします。ただ今の山本議員の動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって、山本議員の動議のとおり決します。

なお、予算特別委員は、全議員67名の方々を指名いたします。  
次に、残余の1件は、まちづくり委員会に付託いたします。

~~~~~  
議長（下村あきら） 日程第95及び日程第96、議第251号京都市名誉市民の表彰について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

これより表決を採ります。

本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~  
**議長（下村あきら）** 本日の審議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会いたします。

〔午前10時54分延会〕

~~~~~  
議 長 下 村 あきら
署名議員 田 中 明 秀
同 平山 よしかず